

畜産学教育協議会規約

昭和 48 年 4 月 6 月決定

昭和 49 年 4 月 5 月一部改正

昭和 51 年 4 月 1 月一部改正

第 1 条 本会は畜産学教育協議会と称する。

第 2 条 本会は事務所を会長所属の大学・学部におく。

第 3 条 本会はわが国の大学における畜産学教育に関する諸問題について協議することを目的とする。

第 4 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1. 畜産学教育に関する問題の検討
2. 畜産学教育の推進に関する事業
3. その他必要な事業

第 5 条 本会は下記の会員を持って組織する。

1. A 会員 大学の畜産学教育を行う学科
2. B 会員 大学の畜産学教育を行う講座

第 6 条 本会の会費は次のごとく定める。

1. A 会員 年 5,000 円
2. B 会員 年 1,500 円

第 7 条 本会に下記の役員をおく。

1. 会長 1 名
2. 幹事 若干名

第 8 条 会長は会務を総理し、本会を代表する。幹事は庶務、会計などの実務を司る。

第 9 条 会長、幹事の任期は 2 年とし、総会において専任する。但し、再任を妨げない。

第 10 条 総会は毎年 1 回これを開く。ただし、必要によっては臨時にこれを開くことができる。

第 11 条 総会では会務を報告し、重要事項について協議する。

第 12 条 本会に連絡のため委員会を置く。

第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。